

## Ⅱ 償却資産の申告方法等について

### 1 申告の必要な方は

法人や、個人で事業を経営している方のうち、その事業に用いることができる土地及び家屋以外の事業用資産（償却資産）をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

なお、次の方も申告が必要です。

- ①償却資産を他に賃貸している方
  - ②所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
  - ③所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
  - ④割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
  - ⑤償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、「代表者 外〇名」という共有名義でご申告ください。申告書の記載については、10頁<1住所・2氏名>をご参照ください。）
  - ⑥内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方  
※解散、廃業、休業、移転した方、あるいは事業用の償却資産を所有していない方も、  
申告書右下の「18備考」の欄に必要な事項を記入して必ず申告してください。
- ※①～④の申告資産については22頁をご参照ください。

### 2 申告の対象となる資産とは

- (1) 申告の対象となる資産は、令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる土地及び家屋以外の有形固定資産で、原則として、耐用年数が1年以上かつ1個または1組の取得価額(附帯費用を含む。)が10万円以上の事業用資産です。  
ただし、10万円未満の資産でも、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却資産として固定資産勘定に計上した資産は申告の対象となります。

(2) 次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ①中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が適用された資産
- ②租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等が適用された資産
- ③決算期以降に取得された資産で、まだ、固定資産勘定に計上されていない資産
- ④償却済資産（減価償却を終わり、残存価額のみとなっている資産）
- ⑤建設仮勘定で経理されている資産で、令和6年1月1日現在完成している資産
- ⑥遊休資産（用途廃止資産を除く。）
- ⑦未稼働資産（いつでも稼動できる状態の資産）
- ⑧簿外資産（帳簿には記載されていないが、所有している資産）
- ⑨追加的支出のうち「改良費（資本的支出）」に該当するもの
- ⑩福利厚生施設・社員研修施設・社員寮・社宅等

### 3 申告の対象とならない資産とは

次のような資産は、課税の対象になりませんので、申告の必要はありません。

- ①一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産を一括して3年間で償却する減価償却資産）※法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項による
- ②法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの
- ③生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告の対象になります。）、立木、果樹
- ④無形固定資産（ソフトウェア、電話加入権、特許権、商標権、営業権など。）
- ⑤100万円以上の美術品等（ただし、時の経過により価値の減少することが明らかなものは申告の対象となります。）
- ⑥劣化資産（冷媒、触媒、熱媒など。）
- ⑦ゴルフ場の芝生、商品、貯蔵品、修理用資材
- ⑧自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車

## 4 提出していただく書類

(1) はじめて申告される方…全償却資産を申告してください。

申告対象者	①令和6年1月1日までに北九州市内で新たに事業を開始された方 (リース資産などを設置された方も含みます。) ②今回、はじめて償却資産申告用紙が送られてきた方
申告する資産	①令和6年1月1日現在、北九州市内に所有し、事業の用に供する ことができる全償却資産 ②課税標準の特例資産、非課税資産
提出する 申告用紙	①償却資産申告書（第26号様式）……………緑色 ②種類別明細書（第26号様式別表1・全資産用）……………緑色 該当する資産がない場合は、①償却資産申告書（「18 備考」欄の 「3.該当資産なし」に○をつけてください。）のみを提出してください。
その他	償却資産の有無にかかわらず、必ず申告をお願いします。

(2) 前年度までに申告された方…資産の増加又は減少を申告してください。

申告対象者	前年度（令和5年度）までに申告された方
申告する資産	令和5年1月2日～令和6年1月1日までの増加又は 減少資産
提出する 申告用紙	①償却資産申告書（第26号様式）……………緑色 ②種類別明細書（第26号様式別表1・増加資産用）……………緑色 ③種類別明細書（第26号様式別表2・減少資産用）……………赤色 償却資産に増減がない場合は、①償却資産申告書（「18 備考」 欄の「2.資産増減なし」に○をつけてください。）のみを提出 してください。 該当する資産がない場合は、①償却資産申告書（「18 備考」 欄の「3.該当資産なし」に○をつけてください。）のみを提出してください。
その他	電子計算機処理により申告される方は、全資産申告が必要 です。詳細は9頁をご参照ください。

(3) マイナンバー法による本人確認資料

※ 詳細は21頁をご参照ください。

## 5 申告書の提出期限

地方税法第383条の規定では、1月31日（土曜日又は日曜日に当たる場合は、翌月曜日）が提出期限となっていますが、事務の整理上、令和6年1月22日（月）までに提出してくださるようご協力をお願いします。

- ※ 北九州市ホームページ（<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/>）から「償却資産申告書」と検索して、申告書等をダウンロードして申告していただくこともできます。

## 6 郵送申告される方

申告書を郵便で提出される方で、申告書の控用に受付印を必要とされる場合は、必ず返信用封筒と切手を同封してください。

（返信用封筒、切手がない場合は返送しませんのでご注意ください。）

## 7 複数区に事業所がある方

北九州市内の複数区に事業所がある方は、資産の所在する区ごとに申告書を作成し、申告して下さい。

なお、経理の都合上等、区ごとに申告することが困難な場合は、特定の区にまとめて申告する方法（一括申告の申出）もありますので、26頁の問合わせ先にご連絡ください。

## 8 「償却資産申告状況書」の利用方法について

同封の「償却資産申告状況書」は、「令和5年度償却資産課税台帳」に登録された資産内容を一覧表にしたものです。

令和6年度償却資産の申告にあたっては、この「償却資産申告状況書」の内容とお手元の「固定資産台帳」や「減価償却額（費）計算明細書」などを照合し、これまでの申告内容について、資産名称、取得価額及び耐用年数等の点検をして下さい。

エルタックス

## 9 e L T A X（電子申告）を利用される方

e L T A X（電子申告）は、地方税に関する総合窓口として広くご利用いただけるシステムです。インターネットを通じてご利用になれます。必要な準備や手続きがありますので、e L T A Xのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）にアクセスして下さい。

e L T A Xについてのお問い合わせは、【e L T A Xヘルプデスク電話】へお願いします。

電話番号：0570-081459

※本市ではe L T A X（電子申告）による申告を推奨しています。

## 10 申告しなかった方、又は虚偽の申告をした方

正当な理由なく申告しなかった場合は、北九州市市税条例第63条の規定により過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。また、虚偽の申告をしますと、地方税法第385条の規定により罰金などを科せられます。

## 11 実地調査協力のお願い

地方税法第353条及び地方税法第408条の規定に基づき市役所の償却資産担当者が申告内容の確認のために必要な帳簿類や参考資料の提出を求めたり、資産にかかる調査を行いますので、その折は、ご協力をあ願いします。

なお、正当な理由なく実地調査を拒否されると、地方税法第354条の規定により罰金などを科せられます。

また、調査に伴って申告の修正をお願いすることがあります、その場合は、資産の取得年次に応じて現年度だけでなく過年度についても価格や税額の変更をすることになります（原則として、地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分遡及することとなります。過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となります。）ので、あらかじめご了承ください。

## 12 償却資産の課税標準額・免税点・税率など

区分	説明
納税義務者	1月1日現在における償却資産の所有者をいいます。 (償却資産を賃貸している方も含まれます。)
課税標準額	課税標準額は、1月1日現在の価格で課税台帳に登録された価格をいいます。
免税点	1区内において所有するすべての償却資産の課税標準額の合計が、150万円未満の場合は課税されません。
税率	税率は、100分の1.4です。
税額	税額は、課税標準額×税率で算定します。
納期	納付すべき税額を年4回(概ね、4月・7月・12月・2月の月末頃)に分けて納めていただきます。